

伊奈町文教民生常任委員会

令和8年3月5日（木曜日）

埼玉県伊奈町議会

1. 招集年月日

令和8年3月5日(木)

2. 場所

全員協議会室

3. 開会・閉会等時刻

◎開会	午前	9時03分
○休憩	午前	9時13分
○再開	午前	9時13分
○休憩	午前	9時16分
○再開	午前	9時17分
○休憩	午前	9時31分
○再開	午前	9時32分
○休憩	午前	9時34分
○再開	午前	9時34分
○休憩	午前	9時43分
○再開	午前	9時44分
○休憩	午前	9時45分
○再開	午前	9時45分
○休憩	午前	9時47分
○再開	午前	9時47分
○休憩	午前	10時17分
○再開	午前	10時18分
○休憩	午前	10時28分
○再開	午前	10時29分
◎閉会	午前	10時30分

4. 出席委員名

委員長 栗原恵子

副委員長 高橋まゆみ

委員 富井篤弥、木俣美千代、大沢淳、佐藤弘一、青木久男

議長 上野尚徳

5. 欠席委員氏名

委員 大野興一

6. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長 森田範仁 局長補佐 清野聡子

7. 説明のため出席した者の職・氏名

町長 大島 清

副町長 秋葉宏和

教育長 豊田稔之

企画総務統括監 秋山雄一、くらし産業統括監 澤田勝、健康福祉統括監 秋
元和彦、教育次長 小林薫子、企画課長 佐藤亮太、危機管理課長 矢部剛、
収税課長 細田富美子、住民課長 藤原厚也、社会福祉課長 小坂真由美、社
会福祉課主幹 峯尾治道、いきいき長寿課長 高橋利恵子、子育て支援課長
大塚健司、北保育所長 小林文子、保健医療課長 岡野裕司、健康増進課長
木須浩、環境対策課長 北村和幸、クリーンセンター所長 大野正人、生涯学
習課長 濱野邦光

開会 午前 9時03分

○栗原恵子委員長 皆様、おはようございます。

本日は文教民生常任委員会にお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。

先日、予算委員会では時間延長もあり、委員の皆様も、皆さんお疲れのことと思いますが、本日、文教民生常任委員会での慎重審議のほうも、どうぞよろしく願いいたします。

先ほど、副町長から看板の落下ということでご連絡がありましたが、今後、人への被害がこれからもないように、しっかりと確認作業を徹底していただいて、よろしく願いいたします。

また、風も強く、花粉がすごくピークを迎えておりますけれども、私も今日はマスクをさせていただきますので、どうぞよろしく願います。

あと、大野委員が、今日は欠席ということでご連絡がありました。

それでは、ただいまから文教民生常任委員会を開会いたします。

本日、町民の方から本委員会を傍聴したい旨の申出は、今のところありません。

伊奈町議会委員会条例第17条の規定に基づき、申出があった場合は許可したいと思います。が、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○栗原恵子委員長 異議なしと認め、許可することに決定いたします。

審査に入る前に、大島町長からご挨拶をいただきたいと思います。

町長。

○大島 清町長 改めまして、おはようございます。

今、副町長から報告させていただきましたけれども、本当にそういう意味では、あつてはならないことでもありますので、しっかり行政として対処していかなければならないことがいっぱいあるなど改めて思っております。

倒木もそうですし、街路灯もそうだなと。もう10年、20年も街路灯もたっているの、点検する必要があるなど、つくづく思っております。そんなことのないように、人身被害なんということがあつてはならないことでもありますので、しっかりと対応してまいりたいと思っております。

今日は3月議会の文教民生常任委員会を開催いただきまして、ありがとうございました。

今日3月5日は、啓蟄だそうでございます。暖かくなって虫も出てきて、桜も咲いてという、そういう時期を迎えるわけでありましてけれども、昨日、今日と風がすごく強くて、やっ

ぱり寒いという、そんな時期でもあります。風邪もはやっているようですので、十分お気をつけいただきたいと思います。

今日は8議案、委員会に付託をさせていただきますので、慎重なるご審議を賜りまして、ご承認賜りますよう、どうぞよろしくお願いを申し上げて、挨拶といたします。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○栗原恵子委員長 町長、ありがとうございます。

当委員会に付託された案件は議案8件であります。これらを議題とします。

なお、本会議における提案説明並びに自宅での審査期間もありましたので、直ちに質疑に入ります。

初めに、第8号議案 令和7年度伊奈町一般会計補正予算（第13号）の所管事項について質疑を行います。

15ページから17ページの第3款民生費について、質疑はありませんか。

富井委員。

○富井篤弥委員 17ページになります。北保育所運営事業になります。

保育所給食調理業務委託料について、714万6,000円の減額補正となっている理由について伺います。

○栗原恵子委員長 北保育所長。

○小林文子北保育所長 補正概要としましては、町立保育所給食調理業務委託について、入札の結果、当初予算額と契約額との乖離が発生したため、不用額714万6,000円の減額補正を行うものです。

○栗原恵子委員長 富井委員。

○富井篤弥委員 何か714万円って結構大きな数字だと思うんですけども、その背景とか、そういうものをもう少し詳しく伺えればと思います。

○栗原恵子委員長 北保育所長。

○小林文子北保育所長 入札については、まず設定額を、給食業務実績がある5者から見積りを徴し、最低額と最高額の2者を除いた3者の平均額を参考にして、1億8,025万7,000円とさせていただきます。そして、入札を行いまして、結果、不用額が出てしまったということになります。

○栗原恵子委員長 富井委員。

○富井篤弥委員 承知いたしました。

私からは以上です。

○栗原恵子委員長 次、大沢委員。

○大沢 淳委員 同じく給食の調理業務委託料なんですが、この700万円の減額分で実際の食事に影響はないのでしょうか。

○栗原恵子委員長 北保育所長。

○小林文子北保育所長 食材費につきましては、5者同じ額で指定をさせていただいています。入札時に比べるのは、人件費や消耗品の費用になります。

食材費については、価格高騰も考慮し、256万7,088円、3年間でアップさせていただいておりますので、問題はございません。

以上です。

○栗原恵子委員長 ほかに質疑ある方いますか。

[発言する人なし]

○栗原恵子委員長 ほかに質疑がありませんので、次に移ります。

17ページから18ページの第4款衛生費について質疑はありませんか。

木俣委員。

○木俣美千代委員 保健衛生総務費の産後ケア施設改修とありますが、この改修内容をお願いいたします。

○栗原恵子委員長 健康増進課長。

○木須 浩健康増進課長 ただいまのご質問ですが、こちら、町内に待望の産後ケア、宿泊施設を伴う助産院が開業いたしましたので、国の補助金を使いまして、こちら、その改装費について補助を出すものということで支出を行うものでございます。

以上です。

○栗原恵子委員長 木俣委員。

○木俣美千代委員 400万円が全てこの改修費ということですか。

○栗原恵子委員長 健康増進課長。

○木須 浩健康増進課長 こちら、400万円を一応当初の見積りということでいただいておりますので、この後、実績報告等も出てきますが、当初ご申請というか、ご相談いただいた金額で国庫補助の申請をさせていただいております。

○栗原恵子委員長 木俣委員。

○木俣美千代委員 ありがとうございます。

以上です。

○栗原恵子委員長 暫時休憩します。

休憩 午前 9時13分

再開 午前 9時13分

○栗原恵子委員長 休憩を解いて会議を開催します。

富井委員。

○富井篤弥委員 17ページの予防費、各種予防接種事業についてなんですけれども、2,057万5,000円の個別予防接種委託料の減額補正について、その理由について伺います。

○栗原恵子委員長 健康増進課長。

○木須 浩健康増進課長 こちらの大きな要因なんですけれども、コロナの定期予防接種が始まって、高齢者の方が中心に打つということで、私どもも見込みを、実際対象者は1万1,000人いらっしゃって、その中で17%程度を想定し、1,900名ということで見えていたところなんです、実際には440名と低調であったということもありまして、こちら減額させていただいたものでございます。

以上です。

○栗原恵子委員長 富井委員。

○富井篤弥委員 コロナの予防接種に関することとして理解いたしました。

次の質問に入ります。

18ページになります。

クリーンセンター運営事業の1,600万円の光熱水費の減額補正について、これ、省エネとかそういう努力の結果なのか、その理由について伺えればと思います。

○栗原恵子委員長 参事兼クリーンセンター所長。

○大野正人参事兼クリーンセンター所長 今回の補正に当たりましては、光熱水費の中の電気料が該当になります。

電気料が減少した理由といたしましては、焼却施設の基幹的設備改良工事を行っておりまして、そちらで省エネ機器に機械を改めさせていただいております。その結果、予測した予算よりか電気料が抑えられたという形になってございます。

○栗原恵子委員長 富井委員。

○富井篤弥委員 設備更新で省エネの機械を導入したことで、これほど大きな減額になったと
いうことで驚きました。ありがとうございます。

以上になります。

○栗原恵子委員長 ほかに質疑はありますか。

〔発言する人なし〕

○栗原恵子委員長 質疑がありませんので、次に移ります。

19ページの第9款教育費について質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○栗原恵子委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

第8号議案のうち、所管事項に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○栗原恵子委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○栗原恵子委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第8号議案 令和7年度伊奈町一般会計補正予算（第13号）のうち、所管事項について、
原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○栗原恵子委員長 起立全員です。

よって、第8号議案のうち、所管事項について原案のとおり可決すべきものと決定しまし
た。

暫時休憩します。

休憩 午前 9時16分

再開 午前 9時17分

○栗原恵子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第9号議案 令和7年度伊奈町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○栗原恵子委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○栗原恵子委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○栗原恵子委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第9号議案 令和7年度伊奈町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○栗原恵子委員長 起立全員であります。

よって、第9号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第11号議案 令和7年度伊奈町介護保険特別会計補正予算（第5号）の質疑を行います。

質疑はありませんか。

大沢委員。

○大沢 淳委員 9ページの基金積立金で、令和7年度末の給付費支払基金の残高の見込みを教えてください。

○栗原恵子委員長 いきいき長寿課長。

○高橋利恵子いきいき長寿課長 令和7年度末の基金の残高見込みになります。1億4,831万397円でございます。

以上でございます。

○栗原恵子委員長 大沢委員。

○大沢 淳委員 その数字と令和8年度予算の基金からの繰入れについての整合性はありますでしょうか。

○栗原恵子委員長 いきいき長寿課長。

○高橋利恵子いきいき長寿課長 令和8年度予算につきましては、令和6年から3年間の計画というところの中での予算盛りをさせていただいております。

こちらの基金は、今回の補正予算の中でも、繰入れをさせていただいていますが、整合性は取れていると認識しております。

以上でございます。

○大沢 淳委員 以上です。

○栗原恵子委員長 ほかに質疑はありますか。

[発言する人なし]

○栗原恵子委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○栗原恵子委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○栗原恵子委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第11号議案 令和7年度伊奈町介護保険特別会計補正予算（第5号）を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○栗原恵子委員長 起立全員であります。

よって、第11号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第12号議案 令和7年度伊奈町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

質疑はありますか。

[発言する人なし]

○栗原恵子委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○栗原恵子委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○栗原恵子委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第12号議案 令和7年度伊奈町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○栗原恵子委員長 起立全員であります。

よって、第12号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第21号議案 伊奈町印鑑条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑はありませんか。

富井委員。

○富井篤弥委員 確認になるんですけれども、この改正条例案は、電気通信事業法改正における号移動に伴うものであって、特に条例の内容に変わりはないという認識でよろしいでしょうか。

○栗原恵子委員長 住民課長。

○藤原厚也住民課長 委員おっしゃるとおり、電気通信事業法の改正がされたために、こちらの条文の条項にずれが生じたものでございます。

以上です。

○栗原恵子委員長 富井委員。

○富井篤弥委員 では、内容に変わりはないということよろしいでしょうか。

○栗原恵子委員長 住民課長。

○藤原厚也住民課長 委員おっしゃるとおりでございます。

○栗原恵子委員長 富井委員。

○富井篤弥委員 分かりました。

以上です。

○栗原恵子委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○栗原恵子委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○栗原恵子委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○栗原恵子委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第21号議案 伊奈町印鑑条例の一部を改正する条例を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○栗原恵子委員長 起立全員であります。

よって、第21号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第24号議案 伊奈町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑はありませんか。

佐藤委員。

○佐藤弘一委員 確認の意味を含め、私から何点か質問をさせていただきます。

まず、1点目ですが、今回の条例改正は、令和5年度から行ってきた県の標準税率への統一に向けた取組と理解しますが、納税者へのどのような配慮をしたのかお尋ねいたします。

○栗原恵子委員長 保険医療課長。

○岡野裕司保険医療課長 委員ご指摘のとおり、令和9年度からの県の標準税率の統一に向けた最終調整に入ったものでございます。

議員の皆様からいただいた要望事項に基づきまして、納税者の急激な負担増とならないよう、被保険者全てに影響が及ぶ均等割額を抑えさせていただきながら、所得割を若干高めに設定するというようなことによりまして、低所得者の方々に配慮した形としております。

以上です。

○栗原恵子委員長 佐藤委員。

○佐藤弘一委員 次に、令和9年度には県内統一の税率にするとのことでしたが、これ以上の負担増は納税者にとって大変厳しいことだと思いますが、税率を上げないという選択をした場合は、どう対応するのかお尋ねいたします。

○栗原恵子委員長 保険医療課長。

○岡野裕司保険医療課長 国民健康保険の加入者は、年々減少傾向でございます。

ただ、1人当たりの医療費は上昇しておりますので、税率を上げないということになりますと、税収が当然不足という形になりますので、補填財源を工面する必要がございます。

国民健康保険の財政主体は、平成30年度から都道府県が担っておりまして、埼玉県では、県内の税率を統一化するため、一般会計からの繰入金の解消を目指しております。

そのため、補填財源は県が設置しております財政安定化基金から借り入れることとなりますが、借入れを実施した翌々年度から保険税に上乘せをして、納付金の一部として3年間で返済するという仕組みになっております。

したがって、県内の他の市町村は同じ税率ということで統一となるんですけども、借入金の返済の分だけ、伊奈町だけが高い税率を設定するというような形になります。

また、県からのインセンティブ、統一を達成していない場合は、インセンティブが受けられないということになりますので、結果的に国民健康保険の加入者の方の不利益が生じるということになるかと思えます。

以上です。

○栗原恵子委員長 佐藤委員。

○佐藤弘一委員 最後になるかもしれません。

今回の条例改正においては、新たに子ども・子育て支援金加わる形となっておりますが、なぜ公的医療保険である国民健康保険税で徴収するのか。また、メリットはどのような点があるのか。

また、導入に反対した場合はどうなのかお尋ねいたします。

○栗原恵子委員長 保険医療課長。

○岡野裕司保険医療課長 こども家庭庁の資料によりますと、原則全ての方が加入する公的医療保険制度の徴収ルートを活用することで、制度構築のコストを抑えることができるというメリットがあると。

もう一つ、高齢者や企業を含む社会全体から拠出していただくことで、現役世代の負担が軽減され、子育て中の世代や、これから結婚・子育てを考えられる若い世代を応援するという形になるということ。

それから、高齢者や企業にとりましても、実効性のある少子化対策の財源を確保することで、我が国の経済社会システムや地域社会の維持につながり、国民皆保険制度を持続可能にする、そういった点が挙げられているところでございます。

仮に、制度の導入、それに反対というような形を取った場合につきましては、既に国で子

ども・子育て支援法が施行されておまして、児童手当の拡充、それから、この4月から始まります子ども誰でも通園制度など、そちらの子育て世帯への支援策にも反対するというような形になるものと認識をしております。

以上です。

○栗原恵子委員長 佐藤委員。

○佐藤弘一委員 改めて、これまでの国民健康保険税の改正は、国民健康保険税加入者のため、また、子ども・子育て支援金は、少子化対策における子育て支援の強化などにつながることで再認識できました。ありがとうございました。

これで私の質問は終わります。

○栗原恵子委員長 次、大沢委員。

○大沢 淳委員 初めに、子ども・子育て支援金導入の影響について質問します。

まず、今回新たに導入される子ども・子育て支援金について、本町においては、1人当たり年間幾らの負担増となる見込みか。

また、世帯類型ごとの具体的な影響額について説明をお願いします。

○栗原恵子委員長 保険医療課長。

○岡野裕司保険医療課長 子ども・子育て支援金分の1人当たりの負担額の増については、3,488円を見込んでおります。

○栗原恵子委員長 暫時休憩します。

休憩 午前 9時31分

再開 午前 9時32分

○栗原恵子委員長 休憩を解いて会議を開催します。

保険医療課長。

○岡野裕司保険医療課長 モデルケースでご説明させていただきたいかと思っております。

例えば、40歳の単身の方、給与収入が50万円で、所得がゼロ円ですよといった場合につきましても、7割の軽減策が効く方になりますけれども、こちらにつきましても、1世帯当たり、子ども・子育て支援金の増加分については500円。

それから、例えば、40歳で未就学のお子様がいる3人の世帯ですね、夫婦と未就学のお子

さん1人と。給与収入が500万円、実際の所得に換算すると356万円という計算になりますが、こちらの方は、軽減がかからないという形になりますが、こちらの方につきましては、子ども・子育て支援金につきましては、1万2,800円というような形になります。

以上です。

○栗原恵子委員長 大沢委員。

○大沢 淳委員 次に、税率そのものについてです。本改定後の税率について伺います。

令和8年度の税率は、県が示す標準税率と比較して、所得割、均等割、それぞれの程度の差がありますか。割合と円でお答えください。

○栗原恵子委員長 暫時休憩します。

休憩 午前 9時34分

再開 午前 9時34分

○栗原恵子委員長 休憩を解いて会議を開催します。

保険医療課長。

○岡野裕司保険医療課長 医療給付費の分につきましては、県が所得割で8.11%、町が8.45%でございますので、差としては0.34%、町のほうが高いという形になります。

均等割の部分につきましては4万9,305円、これが県の数字でございます。町が4万5,700円ですので、差額としては3,605円、町のほうが低いという形でございます。

介護納付金分につきましては、同じく県の所得割が2.48%、町が2.38%ということでございまして、差引き0.1%、町のほうが低いという状況でございます。

同じく均等割でございます。県が1万7,565円に対しまして、町の設定は、1万5,500円、したがって、差引き2,065円、町のほうが低いという状況でございます。

後期高齢者支援金分につきましては、所得割で2.83%が県の数字、町は2.93%ということで、差引き0.1%、町のほうが高いという状況。

均等割につきましては、1万7,074円が県の数字でございます。町は1万6,700円ということで、差引き374円、町のほうが低いという状況でございます。

子供分に関しましては、県の所得割が0.3%、町につきましては0.29%ということで、町のほうが0.01%低いという状況でございます。

均等割につきましては、県が1,802円、町につきましては1,765円ということで、37円、町のほうが低いという状況でございます。

以上です。

○栗原恵子委員長 大沢委員。

○大沢 淳委員 次に、その先の見通しについて伺います。

令和9年度には準統一が予定されていますが、準統一の時点で、県の標準税率との差ほどの程度になる見込みでしょうか。

○栗原恵子委員長 保険医療課長。

○岡野裕司保険医療課長 医療分、後期分、介護分の3項目につきましては、県の標準税率と同じという形にしなければならないということになっておりますので、県が、今のところ出している数字ですと、合計の所得割が15.46%、均等割が8万9,192円となっておりますので、そちらと同額になろうかと考えております。

子ども・子育て支援金分に関しましては、子供の数とか、課税をされないお子様が、18歳未満は課税されないというような制度になっておりますので、その市町村ごとのお子様の数とか、そういったところで数字が変わってきますので、ここについては、今の段階でははっきりとしたことは申し上げられません。

以上です。

○栗原恵子委員長 大沢委員。

○大沢 淳委員 次に、将来的に統一された場合の具体的な影響です。

統一された場合のモデル世帯ごとの具体的な試算結果はありますでしょうか。

もしある場合は、現行との比較で説明をお願いします。

○栗原恵子委員長 保険医療課長。

○岡野裕司保険医療課長 現状では、令和9年度の統一した場合のモデルについては作成をしておりませんので、具体的な数字は、お答えすることはできないのですが、当然今年度、条例の改正案で出させていただいたものよりは高くなりますので、そういったところでは、やはり負担は上がっていくのかなと考えております。

ただ、軽減策は、引き続き進めさせていただいておりますので、低所得者の方に関しては、実際の数字ほどの負担増にはならないものと認識をしております。

以上です。

○大沢 淳委員 以上です。

○栗原恵子委員長 次、富井委員。

○富井篤弥委員 まず、質問に入る前に、一昨日の3月3日の予算特別委員会の場において、国民健康保険特別会計予算が否決となったわけなんですけれども、この結果について、率直な町の受け止め方について、まず伺います。

○栗原恵子委員長 保険医療課長。

○岡野裕司保険医療課長 町といたしましては、議会の運営の手順というところで、このような今回の条例の改正案というところの審議を経ずに、予算案が提出をされて、先に審議をしているというような状況になっているというところで、委員の皆様には、そのあたりで、これを賛成していいのだろうかというようなところの迷いがあったのかなと感じているところでございます。

以上です。

○栗原恵子委員長 富井委員。

○富井篤弥委員 承知いたしました。

では、質問に入らせていただきます。

重複した部分もありますので、まず、令和9年度に準統一された場合でも、令和10年度以降、県や政府の施策によって国民健康保険税が引き上げられる可能性はあるという認識でよろしいでしょうか。準統一以降の見通しについて伺えればと思います。

○栗原恵子委員長 保険医療課長。

○岡野裕司保険医療課長 現状、国民健康保険の加入者につきましては、減少傾向が続いているところでございます。

国が進めております被用者保険への、企業の規模の縮小、縮小と申しますか、小さい企業でも被用者保険に加入できるというような制度を今後10年間かけて進めていくというようなお話も聞いております。

その関係で、実際には今収入があつて、国民健康保険に加入されている方でも、企業の規模が小さいという理由で国民健康保険に加入されていると、そういった方々が被用者保険に移られていくということになりますと、当然、年金生活者、それから、無職の方、そういった方々が主な被保険者になるのかなというところでございますので、国民健康保険の財政自体は、かなり厳しいものになっていくことが予想されます。

その中で、国がこのままでいいのだろうかということで、改善策等を示していただけるんじゃないかなと多少期待はしておるんですが、現状このままでいきますと、保険税の値上げ

というのは、引き続き今後も続いていくのかなと考えております。

以上です。

○栗原恵子委員長 富井委員。

○富井篤弥委員 分かりました。

なかなか厳しい状況ということで理解いたしました。

次につきまして、町における国民健康保険加入者の現状について順次伺っていきたく思います。

まず、現在の町における国民健康保険加入者の平均所得層と、あと、加入者が多い所得層について伺えればと思います。

○栗原恵子委員長 保険医療課長。

○岡野裕司保険医療課長 所得200万円以下の方が全体の7割を占めておりまして、一番多いボリュームゾーンですけれども、100万円を超えて200万円以下という方が、全体の21.05%を占めているというような状況でございます。

以上です。

○栗原恵子委員長 富井委員。

○富井篤弥委員 分かりました。

続きまして、町における国民健康保険の滞納世帯数の推移は、現状どのような状況となっておりますでしょうか。

○栗原恵子委員長 暫時休憩します。

休憩 午前 9時43分

再開 午前 9時44分

○栗原恵子委員長 休憩を解いて会議を開催します。

保険医療課長。

○岡野裕司保険医療課長 現在のところ、大体予算の執行どおりに収納できているという認識でありまして、そちら95%程度は、現年分については収納できているのかなと考えております。

○栗原恵子委員長 富井委員。

○富井篤弥委員 傾向として、滞納者数が増えているとか、横ばいとか、そういったところを伺えればと思うんですけども、いかがでしょうか。

○栗原恵子委員長 企画総務統括監。

○秋山雄一企画総務統括監 今、収税課でデータを取りますので、少々お待ちください。

○栗原恵子委員長 暫時休憩します。

休憩 午前 9時45分

再開 午前 9時45分

○栗原恵子委員長 休憩を解いて会議を開催します。

富井委員、ほかの質問をお願いします。

○富井篤弥委員 では、次の質問に入らせていただきます。

これも難しい話なのかもしれませんが、国民健康保険加入者のうち、低所得者層の方々には軽減・減免制度があり、また、高所得者層の方には賦課限度額があります。

伺いたいこととしましては、国民健康保険加入者の所得層のうち、所得に占める、収入に占める国民健康保険の割合が一番大きくなる所得層はどの所得層になるのでしょうか。これについて伺えればと思います。

○栗原恵子委員長 暫時休憩します。

休憩 午前 9時47分

再開 午前 9時47分

○栗原恵子委員長 休憩を解いて会議を開催します。

収税課長。

○細田富美子収税課長 傾向ということですが、令和5年度と令和6年度の比較ということでお答えさせていただきたいと思います。

令和5年度が、滞納の世帯数、繰越し時点の数字になりますが、世帯数で618世帯、令和6年度につきましては624世帯になりますので、年度で比較しますと、約10世帯弱増加にな

っております。

以上でございます。

○栗原恵子委員長 富井委員。

○富井篤弥委員 状況について理解いたしました。

○栗原恵子委員長 保険医療課長。

○岡野裕司保険医療課長 先ほどの質問の確認なんですけれども、収入に占める保険税の負担割合が高くなるどころということによろしいですね。

○富井篤弥委員 そうです。

○岡野裕司保険医療課長 そうしますと、軽減の対象からちょうど外れる200万円ぐらい収入がある方というところが一番、収入が少ない割に軽減も効かなくて、計算の満額取られるところ、そこの負担が重くなるのかなとは考えております。

以上です。

○栗原恵子委員長 富井委員。

○富井篤弥委員 所得200万円で軽減が効かなくなると、かなり生活が厳しくなるというのは容易に想像できることだと思います。この点、理解いたしました。

では、次の質問に入らせていただきます。

次に、町において国民健康保険に加入される方への対応について伺います。

町では、国民健康保険にこれから加入しようとしている方に対しまして、窓口において非自発的失業者の国民健康保険税の軽減等の周知は行っておりますでしょうか。

○栗原恵子委員長 保険医療課長。

○岡野裕司保険医療課長 納付書に、そういった国民健康保険便りという形で、そういったものの周知の啓発のリーフレットですか、そういったものを皆様にお配りをして、周知を図っているところでございます。

以上です。

○栗原恵子委員長 富井委員。

○富井篤弥委員 例えば、失業とかでこれから国民健康保険に入ろうとしている方に、こういう非自発的失業者の軽減制度がありますよとか、そういった対応はされておられるのでしょうか。

○栗原恵子委員長 保険医療課長。

○岡野裕司保険医療課長 失業の方ですと、当然社会保険から国民健康保険の加入ということ

で、手続で役場に参りますので、その際にそういったご案内をさせていただいているという状況です。

以上です。

○栗原恵子委員長 富井委員。

○富井篤弥委員 分かりました。安心いたしました。

では、最後の質問に入らせていただきます。

2点ほどあるんですけども、まず、国民健康保険事業について国民健康保険の加入者にとって、何か明るいニュースといいますか、将来に希望が持てるような話題とか、そういった情報はないのでしょうか。

○栗原恵子委員長 保険医療課長。

○岡野裕司保険医療課長 これも積極的に行っていかなきゃいけないのかなと思っているところは、やはり保健事業を積極的に行わせていただいて、まずは、特定健診ですね、そちらを受けていただいて、ご自身の健康状態を知っていただく。

その中で、仮に状況が芳しくないなというところがあれば、我々で行っております講座とか、そういったものに参加していただいたりとか、医者から適切なアドバイスをいただいて、健康維持に努めていただくというようなことで、保険医療課だけではなくて、健康増進課とか、いきいき長寿課とも連携をしながら、各種健康事業みたいなものを行っておりますので、そのようなものに積極的に参加していただくというようなことを周知を図ってまいりたいと、そんなふうに考えております。

以上です。

○栗原恵子委員長 富井委員。

○富井篤弥委員 分かりました。

最後の質問になるんですけども、この国民健康保険税の高い税負担は、私も若い世代とか、現役世代なんですけれども、労働者の独立とか起業とか、あと、個人事業主やフリーランスとして実現したい目標、夢がある人にとって、大きな障壁になっているものです。

こうした現役世代や若い世代の夢や目標に歯止めをかけるような今の国民健康保険制度は、国民の希望を掴むようなものであって、国民の克服とか成長を損なわせて、ひいては国の繁栄の妨げになるものだと考えております。

政府には抜本的な改革が求められるのは当然なんですけれども、町においても独自の取組が必要であると考えております。

そこで、お尋ねしたいんですけれども、非自発的失業者軽減制度を参考に、例えばですけれども、転職とか起業など、目標を持って自己都合で退職された方に対して、一定期間保険料を軽減するといったことはできないのでしょうか。これについて伺います。

○栗原恵子委員長 保険医療課長。

○岡野裕司保険医療課長 現状、町で行っている減免につきましては、やはり火災に遭われたり、そういった方で急激に収入がなくなったというような方につきましては、独自の減免を使っているわけなんですけれども、多分委員の皆さんもご承知だと思うんですけれども、どうしても県内統一の保険税を進めていくと。

その中で、サービスも同一のものにしていくというような動きもありますので、なかなか町独自でということの制度構築というのが難しいなとなってきた状況ではあると認識しております。

以上です。

○栗原恵子委員長 富井委員。

○富井篤弥委員 町独自の制度構築、県統一も踏まえて難しいということは理解できました。

最後になるんですけれども、改めて、国民健康保険加入者の生活は、本当に一層厳しさを増しているところを代弁させていただきたいと思います。

本当に多くの方々の家計収入が、本当に急激な物価上昇に追いついていない状況であり、その上、国民健康保険料の上昇という、極めて過酷な状況です。

国民の健康を守るはずの国民健康保険制度が、その税負担の重さから家計を圧迫し、国民の心身を摩耗し、悪循環を生む制度となっていることを理解していただき、町としましても、県や政府に対しまして、加入者の方々の訴えを代弁し、制度の抜本改革を求めていただきたいと切に願っております。

埼玉県内で国民健康保険料を統一するという理念や考え方は理解できるんですけれども、一方で、毎年の国民健康保険料値上げによる国民健康保険加入者の方々のつらい生活の実情を踏まえすと、申し訳ないんですけれども、やっぱり到底容認できるものではございません。

私からは以上となります。

○栗原恵子委員長 副町長。

○秋葉宏和副町長 富井委員から非常に示唆に富んだご意見、切実な状況ということをお伺いかなと認識しております。

国民健康保険税、どうしてもやっぱり上がっているという実情に対して、町としてこういう対応をしていく、先ほど課長から答弁申し上げましたけれども、町としてできることを、知恵を絞ってやらせていただいているというのが素直な状況でございます。均等割をなるべく抑えて所得割を上げる、できることを工夫してやっていく、そういったところ。

現役世代も含めて、やはり負担が大きくなるということについては、非常にシビアな状況であるということは、我々も重々感じているところでもありますし、理解しているところがあります。

ただ、国民健康保険制度が、どうしても制度疲弊を起こしているということも事実としてありまして、やはり何でこれをやるかという、やはり日本が国として国民皆保険制度、これを堅持していくという大上段があって、やはりここを崩せないというところがあるんだと思うんですよね。これはもう当たり前のことなんですけれども。

やはりここを崩しちゃうと、やはり何をもってしても医療を受けられない、何もできなくなってしまふ、健康を維持していくことができない、やはりそれを、制度ができてから時間がたって、急速な少子高齢化でもって、どうしてもいかんともし難い制度疲弊を起こしてしまっているといったところが、事実、今というところだと思うんですね。

平成30年以前は、市町村が事業主体であったわけなんですけれども、そのパイを大きくして、都道府県が保険者となってやっていくといったところで、段階的に体制を守っていく、そういったところのために、これまでいろいろ難産を繰り返して検討を進めてきているというところかなと思っています。

町長もふだんから国民健康保険連合会の会議に出ていただいておりますし、いろんな自治体の悩み、そういったところを町に持ち込んでくださっています。

この議論の中で、私も県にいたときに、市町村、都道府県化するということについて、非常に大きな制度変換だな、この先どうなるのかなといったところは、すごく不安に感じたこともありました。

ただ、取れる道を取っていくといったところの中で、国もそうですし、県もそうですし、実際現場に一番近い市町村においても、非常にみんなが苦しんでやっているといったところは感じているところでもあります。

ここの議論を通して、いろいろ、私も、我々もしっかり意見を受け止めて、国民皆保険制度の維持といったところを守っていく中で、そうはいっても、それはやらなければいけないことではあるけれども、現実、今我々がどうすべきかということについては、しっかり耳を

傾けて、要望すべきところはしていく、富井委員からいろいろ提案いただいたことでもありますので、そういったところはしっかり受け止めて、我々としても業務に当たっていきたい、言うべきことは言う、要望すべきことはしていく、そのように努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○栗原恵子委員長 富井委員。

○富井篤弥委員 ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

代弁していただきたいと思います。

私からは以上になります。

○栗原恵子委員長 高橋副委員長。

○高橋まゆみ副委員長 先ほど来、軽減のご説明がございましたけれども、1点、産前産後、育休前後についての軽減というのはございますでしょうか。

○栗原恵子委員長 保険医療課長。

○岡野裕司保険医療課長 産前産後の軽減政策というのはありまして、出産日の予定の4か月前から、出産して4か月後までというところの期間につきましては、免除するというような規定がございますので、そちら活用していただいております。

以上です。

○栗原恵子委員長 高橋副委員長。

○高橋まゆみ副委員長 ありがとうございます。

育休がなかなか明けられないとか、保育園に入れられない状態の方というのがいらっしゃるんですね、ご夫婦の収入の状況で。そういう方たちにも漏れなく支援ができるという制度で、期待をしているところです。

以上です。ありがとうございました。

○栗原恵子委員長 青木委員。

○青木久男委員 今、質疑、答弁等を聞いていまして、この国民皆保険制度というのが、やはり必要である。私は後期高齢者になっておりますけれども、大病をしたときなどに、上限額が抑えられて、命が助かったと。

そんなにかかるんじゃない、病院にも行けない、手術もできないというようなことのないのが、国の制度でございます。そういう意味では、なくてはならないものであるというような認識を共通にしました。

それで、国民健康保険が高いとか安いとか、幾らぐらい払わなければならないのかという
ような疑問が多々住民の中にあると思うんですね。

それで自分の収入と国民健康保険税がいかほどになるのか、シミュレーションですね、現
在、私使っておりますけれども、全国の市区町村でシミュレーション、年収自体を入れて、
家族構成を、年代を含めて入れると、最終的に医療分が幾ら、支援分が幾ら、介護分が幾ら、
合計幾らの年間税額ですよというのが分かるので、大変ありがたいわけなんですけれども、
このシミュレーションで、4月から新しく始まる子ども・子育て支援金の欄が、もう完備さ
れておられる、町ではそういうのがもう入ったものを使っておられるのか。

シミュレーションで医療分、それから、支援分、介護分、その下になるかなと思うんです
けれども、子ども・子育て支援納付金分というのが、欄がいずれつくられるかなと思うん
ですけれども、町ではそれをもう手にしているのか、あるいは、いつ頃それが完備されるのか、
分かったらお伺いいたします。

○栗原恵子委員長 保険医療課長。

○岡野裕司保険医療課長 今年度の予算を立てる際にも、県でもそういったもののツールを提
供していただいて、我々も計算に使っております。

こちらの議案が通って、新年度の予算もできるということになれば、ホームページも改訂
をさせていただいて、そのツールを出させていただくというような流れになろうかと思いま
す。

以上です。

○栗原恵子委員長 青木委員。

○青木久男委員 それじゃ、そんなに先ではないという理解でよろしいですか。

○栗原恵子委員長 保険医療課長。

○岡野裕司保険医療課長 そのとおりでございます。

○栗原恵子委員長 青木委員。

○青木久男委員 よろしく申し上げます。

○栗原恵子委員長 ほかにありますか。

[発言する人なし]

○栗原恵子委員長 ほかに質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○栗原恵子委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○栗原恵子委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第24号議案 伊奈町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○栗原恵子委員長 起立多数であります。

よって、第24号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第26号議案 伊奈町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑はありませんか。

大沢委員。

○大沢 淳委員 こども誰でも通園制度を実施するための条例の今回改定となります。

実施に当たって、12月議会の時点で具体的に決まっていなかったことも多かったのですが、その後決まったことがあれば説明をお願いします。

○栗原恵子委員長 子育て支援課長。

○大塚健司子育て支援課長 まず、利用者の方からご負担いただく金額につきましては、12月議会のときに、おおよそ300円というようにお話をさせていただいたかと思いますが、こちら300円で確定したというところになります。

また、場所も子育て支援センターで確定をしております。保育士も予算特別委員会でお答えしましたけれども、専任の会計年度任用職員の保育士1名を確保し、さらに子育て支援センターの既存の職員プラス2名、総勢3名の体制で常時2人で保育ができるような形で対応をしていければと考えてございます。

また、まだ確定ではございませんが、この後考えているところがございますけれども、利用者の減免制度等も視野に、確認取れ次第対応していきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○大沢 淳委員 以上です。

○栗原恵子委員長 よろしいですか。

次は、富井委員。

○富井篤弥委員 条文の内容について1点質問がございます。

第13条における見出しを虐待等の禁止へ改正することについて、条文は、虐待等の防止のままになっている理由について伺います。

質問の意図としましては……続けていいですかね。

○栗原恵子委員長 参考資料ですよね、富井委員。

○富井篤弥委員 そうです、はい。

○栗原恵子委員長 第26号議案の参考資料の第13条。

○富井篤弥委員 第13条のところですかね。

○栗原恵子委員長 改正前は防止になっていて、改正後は禁止になっているところの第13条の条文が、防止のままになっているということ。

○富井篤弥委員 防止のままになっていて、質問の経緯としましては、令和8年4月1日施行予定の令和7年内閣府令1号の乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準第13条では、虐待等の禁止となっていたため伺ったものです。

○栗原恵子委員長 分かりました。

子育て支援課長。

○大塚健司子育て支援課長 まず、この基準の条例なんですけれども、国で定めております基準に準じて設けてございます。

今回の改正に当たりまして、あくまでも見出しのところ、国で、防止を禁止にというところで、条文が国も変わっておりませんでしたので、国に準じておりますのでというところをご理解いただければと思います。

以上でございます。

○栗原恵子委員長 富井委員。

○富井篤弥委員 特に意図とかそういうものは、特にはないということよろしいでしょうか。

○栗原恵子委員長 子育て支援課長。

○大塚健司子育て支援課長 おっしゃるとおりでございます。

○栗原恵子委員長 富井委員。

○富井篤弥委員 承知いたしました。

○栗原恵子委員長 ほかに。

[発言する人なし]

○栗原恵子委員長 ほかに質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○栗原恵子委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○栗原恵子委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第26号議案 伊奈町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○栗原恵子委員長 起立多数です。

よって、第26号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第27号議案 伊奈町介護保険条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑はありませんか。

大沢委員。

○大沢 淳委員 まず、令和8年度の保険料の減収額の見込みを教えてください。

○栗原恵子委員長 いきいき長寿課長。

○高橋利恵子いきいき長寿課長 すみません、今のご質問なんですが、税制改正の影響を受けての減収額ということでしょうか。

○大沢 淳委員 はい。

○高橋利恵子いきいき長寿課長 こちらの税制改正におきまして、約、保険料の収入の1%が不足すると言われております。今の段階での予測ですけれども、約850万円の減収の見込みとなっております。

以上です。

○栗原恵子委員長 大沢委員。

○大沢 淳委員 次に、対象となる被保険者数を教えてください。

○栗原恵子委員長 いきいき長寿課長。

○高橋利恵子いきいき長寿課長 こちら、令和7年度データでの推計になります。65歳以上の方につきましてになりますが、令和8年の4月1日現在の65歳以上ということで推計をして

おります。約140名となります。

以上でございます。

○栗原恵子委員長 大沢委員。

○大沢 淳委員 今回の特例措置実施による被保険者への影響について教えてください。

○栗原恵子委員長 いきいき長寿課長。

○高橋利恵子いきいき長寿課長 今回の改正に当たりまして、課税だった方が非課税になるということで、町の減収があるということになります。

本来であれば、非課税ということで介護保険料が安くなる方もいる可能性がありますけれども、その差額が生まれてしまうということになります。そちらの差額につきましては、国の決まりの中で調整交付金などの充当があるかもしれないという話はある可能性はありますが、本人にとりましては、減免制度がございますので、一部の方になりますけれども、そういったところで影響を少なくするというような制度になっておりますので、そちらを町も進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○大沢 淳委員 以上です。

○栗原恵子委員長 よろしいですか。

次に、富井委員。

○富井篤弥委員 1点だけですね。

今回の改正は、給与収入が変わらなければ、令和8年度の介護保険料は令和7年度と同額になるという認識でよろしいのでしょうか。

○栗原恵子委員長 いきいき長寿課長。

○高橋利恵子いきいき長寿課長 この税制改正の中で、給与収入が、少しでも変更がある方もいらっしゃると思うんですが、そういった方につきましては、一部の方はこの法令の中で改正前と同じ保険料の算定をしていくということになっておりますので、基本的には、給与収入が変わらない方は以前と同じということになるかと思えます。

以上です。

○栗原恵子委員長 富井委員。

○富井篤弥委員 特例措置の内容について理解することができました。

以上です。

○栗原恵子委員長 ほかにありませんか。

青木委員。

○青木久男委員 先ほど同僚委員から質問がありまして、対象人員が140名ということ伺いました。介護保険、20段階ありますけれども、そのどの段階の方になるのか伺います。

○栗原恵子委員長 いきいき長寿課長。

○高橋利恵子いきいき長寿課長 金額でいいますと、影響を受ける方が、給与収入で55万1,000円以上、190万円未満の方が対象となっております。

段階の中では、第5段階までが非課税ということで設定されておりますけれども、第6段階以上、少し上がった段階のところまで影響があるのかなと考えております。

以上です。

○栗原恵子委員長 青木委員。

○青木久男委員 この条例改正の骨子という、ポイントというのは、先ほど話がありました収入というか、所得が少し上がった、二、三万円とか、そんな感じで上がったために、段階が次の段階に上がらざるを得ない方が出てくると。それが140名という話かもしれませんが、そういう方には、少し税率を前の段階に戻してあげましょうという特例措置だと理解しているんですね。

それで、第1段階では、いわゆる所得、税率というか、第1段階では幾らの、いわゆる介護保険料になっておるのか。その人が何人いるのか。

それから、次に、第4段階だと思うんですね、影響するのは。同じように何人いて、幾らになるところが現状のままで済むのかというようなことを教えていただければありがたいと思います。

○栗原恵子委員長 いきいき長寿課長。

○高橋利恵子いきいき長寿課長 お時間を頂戴してもよろしいでしょうか。

○栗原恵子委員長 暫時休憩します。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時18分

○栗原恵子委員長 休憩を解いて会議を開催します。

いきいき長寿課長。

○高橋利恵子いきいき長寿課長 すみません、現在の把握している人数で申し上げます。

今、第1段階の方が、令和7年4月1日現在ですと1,278名、第4段階の方が1,283名いらっしゃいます。

段階が少し上がったとしても、一部の方はそのままですよということになりますので、第1段階の方は、今の介護保険料でいきますと年額2万1,500円、第4段階の方は6万8,000円ということになっております。

以上です。

○栗原恵子委員長 青木委員。

○青木久男委員 聞き逃しました。

第1段階が幾らですか。

○栗原恵子委員長 いきいき長寿課長。

○高橋利恵子いきいき長寿課長 第1段階の方が、年額の保険料2万1,500円になります。

○青木久男委員 第4は。

○高橋利恵子いきいき長寿課長 第4段階が6万8,000円でございます。

○栗原恵子委員長 青木委員。

○青木久男委員 その第1段階、第4段階の方というのは、主に年金収入ということで、いわゆる年金がここ何年かの間、改定されて上がっているんですね。その年金の満額の方が、影響を受けないようにというような措置だと、私、理解しております。

80.9万円が、今度満額が82.65万円と上がった場合、第1段階であったものが第2段階になってしまうので、その80.9万円を第1段階で82.65万円にしますよということだと思っておりますね。

あるいは、第4段階もそうです。そうすると、1,278人と1,283人といいますけれども、その中の全員じゃないですよ、何名かが合わさって140名と理解しているんですけれども、そこが何人になるかということとは分からないのでしょうか。

○栗原恵子委員長 いきいき長寿課長。

○高橋利恵子いきいき長寿課長 今回の改正の内容なんですけれども、税制改正による給与所得者の関係の改正になりますので、年金収入の方のみの改正は、また今度というか、次の段階になっております。

今回は、年金収入の方につきましては、影響はございませんので、その80.何万円ということの改正の内容とはなってはございません。

○栗原恵子委員長 青木委員。

○青木久男委員 今度の改正のポイントは、一言で言ったらどういうことですか。教えてください。

○栗原恵子委員長 いきいき長寿課長。

○高橋利恵子いきいき長寿課長 今回の改正なんですけれども、令和7年度の税制改正におきまして、個人住民税に係る給与所得控除の最低保障額が引き上げられるということになりました。その関係で、介護保険料の基準段階に移動が生じるということになります。

その移動が生じることで、今、介護保険計画の中で、保険料が幾らというのが見込まれて計画をつくっているの、保険料が減少するということになってまいります。

その影響を遮断するために、保険料の標準段階が変わってしまうであろう第1号被保険者について、令和7年度の税制改正の見直し前と同様の判定となるように改正する内容となっております。

以上です。

○栗原恵子委員長 青木委員。

○青木久男委員 第1段階の保険料は分かっているんですけども、所得額の範囲は幾らから幾らになるんですか。段階表に書いてあるんでしょう。

○栗原恵子委員長 いきいき長寿課長。

○高橋利恵子いきいき長寿課長 第1段階の対象となる方ですけども、本人の前年度の合計所得金額と年金収入額の合計額が80.9万円以下の方となっております。

○栗原恵子委員長 青木委員。

○青木久男委員 それで、第1段階の人がこのまま何もしないでいると、次の段階に、何もしないでといっても、いわゆる年金が増えますので、82.65万円まで第1段階を上げましょうよという話ではないんですか。

○栗原恵子委員長 いきいき長寿課長。

○高橋利恵子いきいき長寿課長 今回の改正は、その内容の改正とは違ったものになっております。

○栗原恵子委員長 青木委員。

○青木久男委員 それ違うんですか。分かりました。

これはまた後の問題になりますね。了解です。

ありがとうございます。

○栗原恵子委員長 よろしいですね。

ほかに。

[発言する人なし]

○栗原恵子委員長 ほかに質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○栗原恵子委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○栗原恵子委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第27号議案 伊奈町介護保険条例の一部を改正する条例を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○栗原恵子委員長 起立全員であります。

よって、第27号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、文教民生常任委員会に付託された議案の審査は全て終了しました。

○栗原恵子委員長 富井委員。

○富井篤弥委員 1点お伺いしたいことがあります。町に直接関係することではないんですけれども、町内で、最近報道となっております伊奈学園中学校のいじめ重大事態疑いの件につきまして、結構町内でも心配されている方がいらっしゃるんですけれども、町で何か県からお話を伺っていたり、情報共有されていることってございますでしょうか。これを伺いたいと思います。

○栗原恵子委員長 教育長。

○豊田稔之教育長 特にその件については、県からこちらにはございませんので。

○栗原恵子委員長 富井委員。

○富井篤弥委員 町内で起きているんですけれども、特にそういう情報も何もないんでしょうか。

○栗原恵子委員長 教育長。

○豊田稔之教育長 いわゆる県立の学校でございますので、そちらに関しては、こちらに詳し

くは来ておりませんので。

○栗原恵子委員長 富井委員。

○富井篤弥委員 結構町内でも心配されている方がいらっしゃいますので、ぜひ県との情報共有をしていただけたらと思います。

この1点だけです。以上になります。

○栗原恵子委員長 ここで執行部の退席をお願いします。
暫時休憩します。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時29分

○栗原恵子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、協議事項のその他に移ります。

委員の皆さんから何かございますか。

富井委員。

○富井篤弥委員 先日、所管事務調査で国際学院高等学校の体育館エアコンを視察したと思うんですけども、それについて、プロパン・ブタンニュースで記事にいただきましたので、その報告となります。

今、議員ボックスに置いてありますので、もしご覧になりたい方がいましたら、ぜひご覧になってください。

以上です。

○栗原恵子委員長 ご報告ありがとうございます。

ほかにありますか。

[発言する人なし]

○栗原恵子委員長 なければ、閉会の前に副委員長より挨拶をお願いいたします。

○高橋まゆみ副委員長 速やかな議事進行のご協力ありがとうございました。

○栗原恵子委員長 これをもって閉会といたします。

お疲れさまでございました。ありがとうございました。

閉会 午前10時30分